

～子どもの「命」を守るために～

(参考)

文部科学省は、子どもの「命」と向き合います

文部科学省では、子どもの「命」としっかりと向き合い、いじめや学校安全等の問題に対して、いつまでにもどのようなことに取り組むのかを示す「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を取りまとめました。

社会の光ともいべき子どもの生命・身体を守るため、文部科学省は、今後、この取組方針に基づき真剣に取り組むとともに、学校や教育委員会等を一層積極的に支援していきます。

家庭・地域そして社会と一丸となった取組が必要であり、国民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

文部科学大臣 平野 博文

いじめの問題に向き合い、積極的に関わります

- **いじめの未然防止のため、日々の教育活動を充実させ、家庭・地域と一丸となって子どもの命を守ります**
→ 道徳教育やコミュニケーション活動、子どもの主体的な取組の推進、保護者等へのワークショップや学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進
- **国が積極的にフォローできる仕組みをつくります**
→ 国の体制強化、弁護士や精神科医等の専門家による「いじめ問題アドバイザー(仮称)」配置
- **いじめの問題を隠さず、適切な対応がなされるよう、関係機関連携を含め、教育現場の取組を促します**
→ 教職員研修の充実、いじめの問題等の解決に向け第三者的立場から調整・解決する取組支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の幅広い人材活用、24時間いじめ相談ダイヤル見直し、いじめの問題への適切な対応の評価、学校と警察の連携強化

徹底して学校安全を追求します

- **防災教育を徹底します**
→ 防災教育の体系化、指導資料の作成・充実、復興教育の推進
- **関係省庁と連携して通学路の安全を守ります**
→ 通学路安全対策アドバイザーの派遣、緊急合同点検
- **地域コミュニティの拠点としての学校施設・設備の安全性を確保します**
→ 耐震化の推進、防災機能の強化、非構造部材の耐震対策

体育活動中の安全を確保します

- **指導者の技能の向上を図ります**
→ 指導資料の作成、指導者講習会の実施、外部指導者の参加促進
- **スポーツ医科学を活用した事故防止を図ります**
→ データに基づく事故発生要因分析、事故防止対策の検討
- **安全な体育活動環境を整備します**
→ 武道場の整備、安全な教材・用具の整備

第1 いじめの問題への対応強化

基本的考え方

- ◆ いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながらいじめは、現実的には、どの学校でもどの子どもにも、起こり得るものである。
- ◆ 国は、取組方針に基づき、施策の見直し等を行い、関係者と一丸となって以下の取組の改善・充実を図る。
 - ◎ いじめの未然防止のため、日頃から、家庭・地域とも連携し、子どもの豊かな人間性を育む。
 - ◎ 国としても積極的に役割を果たしていけるよう、いじめの問題に係る国の体制や関わり方を見直す。
 - ◎ 各地域においてしっかりと対応できるよう、教職員研修や評価の在り方等、学校現場におけるいじめの問題への認識を深める取組を一層強化するとともに、いじめの問題の解決に向けて外部専門家を活用する取組等を推進する。
 - ◎ 「いじめ」は犯罪行為にあたる可能性があるとの認識の下、学校と警察の連携強化を図る。

アクションプラン

1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る

- 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、児童会・生徒会における子どもの主体的な取組等の推進
- 保護者等へのワークショップや学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進

2. 学校・教育委員会等との連携を強化する

- 「子ども安全対策支援室」等、国におけるいじめの問題等に対応する体制の強化
- 国に、「いじめ問題アドバイザー(仮称)」を配置(弁護士、精神科医、元警察官、大学教授等)
- 電話相談体制(24時間相談ダイヤル)の見直しや全ての児童生徒への確実な周知

3. いじめの早期発見と適切な対応を促進する

- 教職員への研修等の充実
- 幅広い外部専門家を活用し、いじめの問題等の解決に向け調整・支援する、各地域の取組の推進
 - ・ 第三者的立場から調整・解決する取組
 - ・ 専門家による「いじめ問題等支援チーム(仮称)」配置
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、幅広い人材を活用した、悩みを相談できる体制等の充実
- いじめの問題への適切な対応の評価

4. 学校と関係機関の連携を促進する

- 警察への早期相談・通報の周知徹底や、警察官経験者等の生徒指導推進協力員の配置による、警察との連携強化
- 児童相談所や民生・児童委員、民間団体等の協力を得て組織する、サポートチームの活用促進

第2 学校安全の推進

基本的考え方

- ◆ 学校においては、子どもの安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。
- ◆ 「災害安全(防災)」、「交通安全」、「生活安全(防犯)」の各領域の特性に応じた取組を進める必要がある。
- ◆ 国は、学校保健安全法及び「学校安全の推進に関する計画」に基づき、学校安全の推進に関する取組を総合的かつ効果的に推進する。

アクションプラン

1. 学校安全に関する教育を充実する

- 津波により児童生徒等が犠牲となった事例の検証
- 防災教育をはじめとする安全教育の指導時間確保のための方策の検討
- 東日本大震災を踏まえた指導資料・教材の作成
- 非常災害時の子どもの心のケアの充実
- 復興教育の推進

2. 地域コミュニティの拠点としての学校施設・設備を整備充実する

- 学校施設の耐震化の推進
 - ・ 公立学校施設の耐震化及び防災機能強化を支援(平成27年度までのできるだけ早期に耐震化を完了)
 - ・ 国立学校施設の耐震化を支援(平成27年度までに耐震化を完了)
 - ・ 私立学校施設の耐震化及び防災機能強化を支援(国公立の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了を目指す)
- 学校施設の非構造部材の耐震対策の推進
 - ・ 屋内運動場の天井等の総点検、落下防止対策の強化

3. 学校における安全管理を推進する

- 通学路の緊急合同点検の実施、対策の検討
- 関係省庁の連携による通学路対策の予算の確保
- 通学路安全対策アドバイザーの派遣
- 通学路の安全対策推進のための調査研究の実施
- 安全教育に関する指導者養成等
- 学校安全に関する取組状況調査の実施
- 国における学校安全の推進のための体制強化

4. 地域社会、家庭との連携体制を構築する

- 実践的防災教育総合支援事業の実施
- スクールガード・リーダーの養成等
- 学校警察連絡協議会等の設置
- 警察、道路管理者等との連携による通学路の合同点検(再掲)

第3 体育活動中の安全確保

基本的考え方

- ◆ 学校における体育活動は、青少年の心身の健全な発達に資するものである。
- ◆ また、自らを律し、相手を尊重する態度を養うことなどが期待され、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの態度を育てる、友情を深めるといった好ましい人間関係を形成するなどの重要な役割を果たすものである。
- ◆ 一方で、毎年度重大な事故が報告されており、安全面での更なる配慮や工夫が求められている。
- ◆ 国は、各種の安全対策等の取組を行い、体育活動における安全対策を推進する。

アクションプラン

1. 国・教育委員会・学校等の連携によって指導者の資質向上を図る

- 柔道をはじめとする体育の指導書の作成及び配布
- 体育活動の指導者の講習会の開催

2. 学校と地域が連携して体育活動への外部指導者の参加を進める

- 武道を中心とする体育の授業への外部指導者の参加促進
- 部活動への外部指導者の参加促進

3. 事故の発生要因の分析等を進め、スポーツ医学の活用による最新の知識を広げる

- 現実のデータに基づく事故発生要因等の分析
- スポーツ医学の最新の知識等の発信

4. 施設・設備の整備による安全な体育活動環境の整備を進める

- 施設・設備等の整備
 - ・中学校武道場の整備
 - ・武道用具など安全な体育活動に必要な教材・用具の整備